

第 8 回懇談会（H29. 6. 6）の振り返り（各委員の発言から抜粋）

1 市民参加のトピックの 4 番目 資料 4 IV 市民の定義について

- ・ いわゆる住所を有するとか選挙権を有するなど一定の縛りをかけた住民という定義を分けて考えてもいいと思う。大きな枠の中の市民参加と、その中の住民参加というのも異なる。
- ・ 在勤・在学の方々は行政サービスや市の政策の影響を様々な意味で受けているため、その意見は尊重すべきであるという考え方ができる。
- ・ 武蔵野市へふるさと納税として寄付している方々にも自分は市民だという意識があるかもしれない。
⇒税金という観念を入れてしまうと、お金がない人は市民ではないのかという形になってしまうので難しいのではないかと。そういった方々に対してはパブコメなどを通じて市政に対する意見を頂戴していくという方法もあるのではないかと。
- ・ 市民としては、在勤在学の人も含めて広く捉えてほしいが、一方でそういった方々に対して市政情報の発信や、意見のヒアリングが積極的にできる仕組みを整えていく必要もあるのではないかと。
- ・ 広い意味で市民を定義するということには賛成だが、他市の例に追随するだけでなく武蔵野市の独自性を出すために、条例に行政統制としての住民参加という理念を取り入れていくのもいいのではないかと。
- ・ 行政・議会・市民という三者の位置づけに対して市外の方まで含まれるということに反対の意見も見られる。これについて、在住の市民の方々にもよく理解していただけるように一定程度の線引きと、わかりやすい説明が必要と考える。
- ・ 市外の人に対しても自治基本条例を広く周知し、先進的なことをやっている武蔵野市というアピールをすることによって市民になりたいという人も増えると考えられる。
- ・ 住民投票の投票権の場合には、また限定した定義を設けるとして、条例を支える市民として我々が考える範囲は、限定的に捉える必要はなく、なるべく広くとったほうがよいと考える。在勤・在学の人たちにも市政情報を提供する努力が必要である。
- ・ 市民（個人）と事業者（団体、法人等）の区別について、事業者の定義を明確にするためにも「市民」と「事業者」の表現は区別したほうがよいと考える。
- ・ 現在、市に対する意見を言う方の限定は何もない。基本的にこの議論の前提として、どんな方でも市政に対しては意見を頂戴するという原則ができているので、あとは開示請求などの応答責任がどこまであるのかという議論が必要である。

* 「市民の責務」の論点に対する懇談会としての考え方

(1) 市民の定義を記載するか

ア 定義がある (8/11)

イ 定義がない (2/11)

ウ 住民と区民（市民）とを分けて定義 (1/11)

(2) どこまでを市民と定義するか／どう表現・記載するか

- ☒ ア 市内に居住する者 (9/9)
- ☒ イ 市内で働く者 (9/9)
- ☒ ウ 市内で学ぶ者 (9/9)
- エ 市内で事業を営む者(営む団体) (6/9)
- オ 市内で活動する者(活動する団体) (6/9)

* 地域活動団体、非営利活動団体という表現の場合あり

カ 「その他のもの」という表記を定義の末尾に入れている (5/9)

(3) 市民(個人)と事業者(団体、法人等)を区別するかどうか

- ア 事業者までを含めて「市民」と定義する。(7/9)
- ☒ イ 市民(個人)と事業者とを分けて定義する。(2/9)

2 市民参加のトピックの5番目 資料4 V 住民投票制度について

② 住民投票の発議をすることができる主体をどうするか

- ・ 議会発議か、市民発議なのかということについてはそれぞれの立場からの発議があってしかるべきと考える。
- ・ 行政や市民の立場から考えると、市民発議はもちろん認めるべきものだが、議会ではそれによって二代表制の崩壊につながるという議論にはならないようにしてほしい。
- ・ 多くの自治体で、市長に発議権を持たせているが、これは非常に危険な制度である。

④ 市民による発議の条件をどうするか

- ・ 市民の発議に対して議会の議決や協議を経なければならないとなると、そこで否決されてしまい住民投票に至らないということも考えられるため、要件は厳しくても大和市の常設型がしっくりくる。
- ・ 川崎市の例にある、市民からの発議があった場合、市長主体で議会との協議が行われるというのは、ある程度の対等な協力関係が発揮され得るという点でユニークだと思う。

⑤ 住民投票の結果をどうするか。

- ・ 拘束型にするならば、市政レベルで最終的に決定できる内容でなければならない。「市政にかかわる重大事項」を明確に規定しなければならない。住民投票の対象となる項目を定めるか、対象とならない項目を定めるかなどの方法がある。また、住民投票で決定した事項にどのくらいの期間の拘束力を持たせるかという観点も必要になってくる。
- ・ 尊重型の場合は、行政や議会が賛成している政策に対して市民が反対しているということを数で示すという形も可能になり、対象項目を明確に規定する必要はないと考える。

⑥ 「選挙権を有する者」以外にも投票の対象を広げるか

- ・選挙権とは別に、住民投票の投票権ということで住民であれば外国人、在勤在学の人、小中学生を入れることも条例レベルで決定することも可能であると言われている。
- ・武蔵野市民として責任を負える人がどこまで参加できるのかというところを議論しなければ混乱が起きるのではないかと。単に対象を広げれば良いという問題ではなく、マイナス面もあるということを考慮しなければならない。
- ・選挙権がなくても市内居住にするなど、ある程度限定的にしなければ投票の有効性の確保ができなくなってしまう。なるべく公職選挙法に準拠するような仕組みで想定した住民投票にしなければ何でもありになってしまい、将来に禍根を残す結論になってしまう可能性も考えられる。
- ・公益な団体であれば、市政について真剣に考えているのであえて投票などの際に参考にさせていただくという考え方も当然あるが、原点に帰り、個人レベル・人に1票与えられるという形で投票権を考えた方が楽なのかなという印象はある。

⑧個別設置の住民投票条例と常設の住民投票条例どちらをとるか

- ・個別設置の方がより柔軟で丁寧な対応ができると考えられるが、現在の議会の運営上では4回の定例会ごとにやっているもので、市民発議があった場合にすぐに議会に対応していけるシステム作りが必要であると考ええる。
- ・個別条例という形で設置する場合、現状の直接請求での条例制定の要件の適性について考慮する必要がある。
⇒住民直接請求が認められたのは、武蔵野市政では過去に3件のみであり、ハードルは高い。
この法的な要件をもっと下げるかどうかという議論が必要になる。
- ・常設型は発議・請求の要件が厳しくなっており、膨大な量の署名を集めることから、行政側で厳密なチェックを行わなければならないため手間がかかる。個別型の場合、議会でもその都度住民投票の必要性を判断するため、議会の意思というある意味市民の全体的な意思を、個別の住民投票条例へ反映し得るので個別型の方がいいのではないかと。
- ・発議に対して、決定するのは議会だということを明確にするのかによって常設型か個別型かという論点がずれてくる可能性がある。議会内部では引継ぎ事項としていただきたい。
- ・常設型が住民投票条例という形で存在しながら、地方自治法の直接請求に基づき個別型を随時つくることができるということで、理論上は併存し得る。基本はまず常設型を作ることになると考える。
- ・自治基本条例が最高規範という形で、それに違反するような条例を作ることが出来ないという考え方を持たせる場合、自治基本条例が想定するような住民投票制度に反するような形での個別型の住民投票条例の制定できなくなってしまうので、住民投票制度を設けるだけに留め、個別型を促すような形で自治基本条例に書くのか、あるいは今後、常設後の条例を制定していくという意味を持たせる形にするのかという論点がある。

※論点に対する選択肢について、懇談会としての考え方の方向性は出ていないので、次回議論。